平成２４年（フ）第１１３号
青森県八戸市日計１丁目５番Ｂ２―13号　市営住宅、前住所青森県八戸市大字河原木字久保12番地11
債務者　西山　幸子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１００４２号
東京都北区浮間２丁目４－６
債務者　小林　美佐
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１３５号
東京都西東京市西原町３丁目２－５―208
債務者　後藤　廣幸
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１８４号
東京都中野区弥生町５丁目22―２―102
債務者　田中　光子
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１９０号
東京都豊島区長崎２丁目29―16―105
債務者　塩田　重夫
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１９１号
東京都大田区南馬込３丁目５－９―301
債務者　菊水　和子
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１９２号
東京都町田市山崎町2200番地　山崎団地３―１―404
債務者　金子　春美
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１９４号
東京都練馬区貫井２丁目11―８―201
債務者　新里　充男
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１９７号
東京都練馬区大泉学園町３丁目３―26　大泉荘
債務者　荒井　和也
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１９８号
東京都西東京市住吉町６丁目８―23―102
債務者　小堀　剛史
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１９９号
東京都江戸川区松島４丁目13―１―304
債務者　新谷　民子
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０２０３号
東京都板橋区高島平７丁目26―８　高島平レジデンス
債務者　村上　三幸
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０２１０号
東京都府中市美好町３―21―30―203、住民票上の住所東京都府中市本宿町２丁目13―２
債務者　本田　孝幸
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０２１１号
東京都足立区西竹の塚２丁目６－４―202
債務者　近田　りか
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０２１２号
埼玉県越谷市宮本町３丁目66―１　ベルフレージュＦ105
債務者　米原　　誠
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部